相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市千丁町古閑出二六〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　園田　次憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

熊本県熊本市西区池田二―六―四〇―七　吉田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　吉田　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後大野市緒方町小宛一〇二六番地、最後の住所大分県豊後大野市犬飼町田原三〇七四番地一　有料老人ホームえがおの丘いぬかい　被相続人　亡　谷川　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

事務所大分市城崎町二丁目四番一九号　相続財産清算人　司法書士　和田　正敏

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　三重県四日市市小林町字小林新田三〇一九番一八九、同所三〇一九番八

対象建物　三重県四日市市小林町字小林新田三〇一九番地一九〇

二　供託所　津地方法務局四日市支局

三　供託番号　令和八年度金第四二四号

（一）対象土地　令和八年度金第四二四号

（二）対象建物　令和八年度金第四二四号

四　供託金額

（一）対象土地　二、四六五、〇〇〇円

（二）対象建物　四八五、〇〇〇円

五　裁判所　津地方裁判所四日市支部

六　事件名　所有者不明土地建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第九号

令和八年十一月六日

三重県四日市市富田一丁目二六番一九号　白雪ビル三階　辻井法律事務所　所有者不明土地建物管理人　弁護士　辻井　拓夫

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　兵庫県朝来市山東町溝黒字早田三〇七番一

兵庫県朝来市山東町溝黒字早田三〇一番二

二　供託所　神戸地方法務局豊岡支局

三　供託番号　令和八年度金第一一九号

四　供託金額　四八五、三四六円

五　裁判所　神戸地方裁判所豊岡支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第一号

令和八年十一月六日

兵庫県豊岡市弥栄町一番一〇号　弁護士法人生駒法律事務所　所有者不明土地管理人　辻本　武之

所有者不明建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第十六項により準用される同条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象建物　東京都東大和市狭山二丁目一一五〇番地三

二　供託所　東京法務局八王子支局

三　供託番号　令和八年度金第八九六号

四　供託金額　四、二五三、五六〇円

五　裁判所　東京地方裁判所立川支部

六　事件名　所有者不明建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第二〇号

令和八年十一月六日

東京都千代田区神田小川町二―二ＵＩビル六階　所有者不明建物管理人　前田　俊斉

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　河野　雄二

住所　岡山県倉敷市福江一六七一番地の二

生年月日　昭和三十九年六月二日

二　供託所　岡山地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一〇一五号

四　供託金額　金三、〇〇二、六八二円

五　裁判所　岡山家庭裁判所児島出張所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第三二九号

令和八年十一月六日

岡山市北区南方一丁目二番二四号安田寛法律事務所　不在者財産管理人　安田　寛

無縁墳墓等改葬公告

墓地改葬移転のために下記墳墓の改葬を公告します。縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬いたします。

令和八年十一月六日

一　墳墓等所在地　徳島市国府町西黒田字西傍示二一四番二及び同字東傍示三六番四

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　唯心圓翁信士・覚心自性信士・秀岸道専信士・本覚浄遊信士・性圓妙得信女・雪光妙岸信女・蓮實智観信女・而到妙真信女・貞真信女　他不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府寝屋川市高柳一丁目一番三号　世良　裕美

連絡先　丸居石材　〇八八―六九四―二四六一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年11月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＩＤＳ　②東京都知事(1)105280　③代表取締役　市村盛二　④東京都江戸川区松江５―19―19―101　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦埼玉県越谷市蒲生３丁目１番45号　株式会社ＩＤＳ　代表取締役　市村盛二

①株式会社朝日アイオス　②東京都知事(1)111042　③代表取締役　松村優一郎　④東京都品川区西五反田１丁目11番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区西五反田１丁目11番１号　株式会社朝日アイオス　代表取締役　松村優一郎

①株式会社善友　②兵庫県知事(1)第650123号　③代表取締役　沼田武　④兵庫県豊岡市日高町八代300―１　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県豊岡市日高町八代300―１　株式会社善友　代表取締役　沼田武

無縁墳墓等改葬公告

墓地・納骨堂内整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地・納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十一月六日

一、墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉北区田町一三番九号

一、墳墓等の名称　阿弥陀寺境内地墓地・納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　鶴我家、南野家、岩村加津子家

一、改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉北区田町一三番九号　阿弥陀寺　住職　本荘泰雄